

別 表 日本国有鉄道管理職の範囲 (32・1・1 現在)

勤務箇所	組合を結成し、またはこれに加入することができない者
本社	調査役 監察役 局長 部長 総支配人 次長 副技師長 副支配人 課長 室長 監察役補佐 副支配人補佐 課長補佐 主任研究員 訴訟代理人 運転考査担当の係員 車両監査担当の係員 施設監査担当の係員 労務監査員 会計監査員 物品監査員 役員秘書 局長秘書 総支配人秘書 人事、労務、文書または経理担当の係主席 経営監査担当の係主席 労働関係事務担当の係員 鉄道公安職員 守衛 営繕区長 営繕区助役
鉄道技術研究所	所長 次長 課長 室長 工場長 主任研究員 課長補佐 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛
中央鉄道教習所	所長 分教所長 教頭 研修長 学務主事 課長 室長 館長 課長補佐 主任研究員 指導員 追指導員 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛
鉄道機器製作監督事務所	所長 課長 主任製作監督員 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員
鉄道管理局	局長 次長 部長 部の次長 監督 駐在運輸長 出張所長 課長 課長補佐 出納所主任 物資部長 物資部事業所長 衛生試験室長 訴訟代理人 運転考査員 労務監査員 会計監査員 車両監査員 施設監査員 出納役 指導員 追指導員 局長秘書 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 鉄道公安職員 守衛
鉄道教習所	所長 教頭 学務主事 課長 指導員 追指導員 課長補佐 分所長 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛
職員養成所	所長 教頭 分所長 指導員 追指導員
鉄道病院 鉄道診療所 鉄道療養所 保健管理所	院長 副院長 医長 副医長 所長 副長 派出診療所長 薬剤長 副薬剤長 事務長 課長 看護婦養成所長 総婦長 看護婦長 支所長 予防主任 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛
駅営業所 操車場 信号場 区 鉄道公安室 鉄さん橋	駅長 区長 室長 支区長 さん橋長 支所長 助役 人事、労務、文書または経理担当の係主任 鉄道公安職員 守衛
船舶(補助汽船を除く)	船長 機関長 事務長
印刷場 材修場 電修場	場長 助役 守衛
船舶管理部	部長 次長 監督 課長 課長補佐 人事、労務、文書、経理または経営監査担当の係主席 労働関係事務担当の係員
地方自動車事務所	所長 課長 課長補佐 人事、労務、文書、経理または経営監査担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛
自動車工場	工場長 課長 課長補佐 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 工場技能者養成所長 教頭 指導員 追指導員 職場長 助役 守衛
自動車営業所	所長 支所長 運輸主任 助役
地方資材部	部長 次長 資材事務所長 課長 課長補佐 所長補佐 人事、労務、文書または経理担当の係主席 物品監査員 労働関係事務担当の係員 守衛
被服工場	工場長 課長 職場長 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛

木材防腐工場	工場長 課長補佐 労働関係事務担当の係員 守衛
中央用品試験場	場長 助役 労働関係事務担当の係員 守衛
用品庫 工場用品庫 用品試験場	庫長 場長 支庫長 助役 守衛
工場	工場長 次長 分工場長 課長 倉庫長 課長補佐 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働監査員 労働関係事務担当の係員 工場技能者養成所長 教頭 指導員 追指導員 職場長 助役 守衛
工事事務所 操機工事事務所 電気工事事務所 給電管理事務所	所長 次長 課長 課長補佐 会計監査員 給電指令の主席 人事、労務、文書または経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 区長 助役 守衛
鉱業所	所長 副長 課長 課長補佐 会計監査員 保安監査員 指導員 追指導員 物資部長 所長秘書 人事、労務、文書、経理または生産担当の係主席 労働関係事務担当の係員 坑長 副坑長 職場長 副場長 坑内保安掛 鉄道病院長 副院長 医長 副医長 薬剤長 副薬剤長 課長 看護婦養成所長 総婦長 看護婦長 守衛

注 労働省の告示による。新機構のものはまだ告示されていない。(原田稷一)

かんれいちてあて 寒冷地手当

1 設けた理由 北海道で越冬するためには石炭が必要であり、また東北地方等の寒冷積雪地でも冬期の採暖、防寒等のために温暖地にくらべてそれだけ余分の燃料費・被服費等を使用しなければ、その地方では生活を営み得ないことは理論生計費においてはもちろん、実体生計費の面からもうかがわれる。このような事情にもとづいて設定された国鉄における寒冷地手当は、冬期間の気象条件による物価および生活水準の差を補償しようとするもので、広い意味において地域給の一部ともいえるものである。これが臨時勤務手当から独立して、別個の手当として支払われていることには、つぎのような理由があげられている。すなわち勤務手当は実体生計費について同一の修正基準によって支給割合を決定されているが、この調整要素の中に暖地に比し寒冷地の地理的特殊条件による生計費の増加割合が、臨時勤務手当の決定に当って織り込まれていないということである。1つには年間を通じての生計費の差異であり、他は冬期間にかざられた生計費の格差であって、両者の調整方法が技術上困難であることに帰着されよう。

2 沿革 第2次大戦前生活が安定していた時代においても、北海道と内地職員間の賞与が平均1箇月以上も差があったことは、寒冷積雪の度合が内地の寒冷地帯よりはるかに高く、いきおい冬期における燃料費等がかさんだため、これを補償する意味も多分にあった。終戦により経済の混乱、なかでも燃料費や衣料費等越冬用物資の値上りは、北海道をはじめ東北地方等における寒冷地に在勤する職員の冬営生活を、いよいよ困難なものにした。この困難をいくらかでも緩和する目的から、いろいろの名目で一時金や手当が支給されたが、石炭手当・寒冷地手当として名実ともに法制化されたのは、昭和24年人事院が政府および国会に勧告を行い、これにもとづいて法律第200号「国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当に関する法律」が公布されてからである。この法律によって寒冷地手当として支給されるものは (1) 俸給月額と扶養当月額との合計額の8割をこえない額と (2) 石炭手当は北海道在勤者にかぎり、世帯主たる職員は公定価格により換算した額の3t分、その他職員は1t分である。

公共企業体に移行後の国鉄においては、一応上記に準じて支